

9 港区保育利用調整基準

世帯の合計指数の高い方から入園を内定し、同一指数となった場合は17ページの優先順位をもとに調整します。

<世帯指数の算定方法>

$$\text{父 基準指数} + \text{母 基準指数} + \text{調整指数} = \text{その世帯の合計指数}$$

(注)ひとり親世帯の場合には、父又は母の基準指数に20を加算した後、調整指数を加減算して、その世帯の合計指数とします。

(1) 基準指数

番号	保護者の状況		基準指数		
	保育が必要な事由	細目			
1	就労	週5日以上 の就労	1日8時間(週40時間)以上の就労を常態としていること	20	
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	17	
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	14	
		週4日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態としていること	17	
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	14	
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	11	
		週3日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態としていること	14	
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	11	
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	8	
		上記に該当しないが、月48時間以上の就労を常態としていること			8
		就労 内定	週5日以上 の就労内定	1日8時間以上の就労内定	14
				1日6時間以上8時間未満の就労内定	11
	1日4時間以上6時間未満の就労内定			8	
	週4日以上 の就労内定		1日8時間以上の就労内定	11	
			1日6時間以上8時間未満の就労内定	8	
			1日4時間以上6時間未満の就労内定	5	
	週3日以上 の就労内定		1日8時間以上の就労内定	8	
			1日6時間以上8時間未満の就労内定	5	
1日4時間以上6時間未満の就労内定			2		
上記に該当しないが、月48時間以上の就労内定			2		
2	出産	出産(出産予定日を含む月の2か月前から認定期間満了日まで)	12		
3	疾病	入院(入院予定者を含む)	22		
		居宅内療養	常時病臥、感染性疾患、重度の精神性疾患	20	
			常時安静を要する	14	
一般療養	11				
4	障害	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級	20		
		身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	14		
		身体障害者手帳4級	8		

5	介護・看護	週5日以上 の介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	17
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	14
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	11
		週4日以上 の介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	14
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	11
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	8
		週3日以上 の介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	11
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	8
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	5
6	求職	求職活動のため、外出を常態としていること	2	
7	就学	週5日以上 の就学	1日8時間以上の就学	17
			1日6時間以上8時間未満の就学	14
			1日4時間以上6時間未満の就学	11
		週4日以上 の就学	1日8時間以上の就学	14
			1日6時間以上8時間未満の就学	11
			1日4時間以上6時間未満の就学	8
	就学 内定	週5日以上 の就学内定	1日8時間以上の就学内定	11
			1日6時間以上8時間未満の就学内定	8
			1日4時間以上6時間未満の就学内定	5
		週4日以上 の就学内定	1日8時間以上の就学内定	8
			1日6時間以上8時間未満の就学内定	5
			1日4時間以上6時間未満の就学内定	2
8	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合	20	
9	その他	前各号に掲げるもののほか、児童福祉の観点から社会的な養護が必要な場合等、明らかに保育が必要と認められる場合	2～22	

《注意事項》

- ① 基準指数は、保護者の保育の必要な事由により決定します。
- ② 事由が2つ以上ある方は、指数が最も高い事由のみで判断します。
- ③ 研修医等は就労とみなします。
- ④ 基準指数は、常態としている日数や時間で判断します。
週によって日数が少ない、日によって時間が短い場合は、少ない日数、短い時間で判断します。
- ⑤ 保護者が保育をできない時間で判断するため、就労時間は休憩時間を含めた時間で判断します。
ただし、居宅内就労の場合は実労働時間とし、休憩時間を含みません。
- ⑥ 産前産後休業又は育児休業から復職予定で申請の場合、保育が必要な事由は就労となります。
- ⑦ 産前産後休業、育児休業取得前と復職後の勤務日数、時間に変更が無い場合は休業取得前の勤務時間で判断します。
- ⑧ 復職後に育児短時間勤務制度により1日6時間以上の勤務又は1日2時間までの勤務時間を短縮する場合は、正規の勤務時間で判断します。左記に該当しない育児短時間勤務制度を利用する場合や勤務時間を変更する場合は、復職後勤務時間で判断します。
- ⑨ 入園後に勤務日数、勤務時間を増やす場合、増やす前の勤務状態で基準指数を判断します。
- ⑩ 勤務日数、勤務時間を減らす場合、減らした後の勤務状態で判断します。なお、入園内定後であっても申請時に提出された勤務状況と異なる勤務であった場合は、内定が取消しになる場合があります。

(2) 調整指数

番号	条 件	調整指数
1	生活保護受給世帯	+8
2	両親ともに不存在(死亡・拘禁・行方不明等)の世帯	+8
3	生計中心者が失業し、就職内定又は求職のため外出が常態の世帯(ひとり親世帯は除く)	+3
4	新規入園希望のひとり親世帯	+2
5	申込児童又は同居の児童に障害がある場合(新規入園希望の申込児童に限る) ※障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日まで適用します。	+2
6	第一希望の認可保育園又は港区保育室等に兄弟姉妹(卒園・退園予定児を除く)が在籍している世帯(新規入園希望の申込児童で当該園の選考に限る) ※既に在園している兄弟姉妹が転園を申請している場合、新規申請児童の第一希望園が転園申請児童の現在園若しくは第一希望園と同園の場合のみ、当該園の選考に限り適用します。	+1
7	双子以上の申込みである世帯(新規入園希望の申込児童に限る)	+1
8	港区保育室又は地域型保育事業から、認可保育園又は認定こども園への転園を希望する場合 ※同一世帯の児童が異なる園に通園しており、兄弟姉妹が在園している園に転園を希望する場合は適用しません。 また、居宅訪問型保育からの転園の場合、卒園による転園の場合は適用しません。	-1
9	番号8以外の転園を希望する場合 ※同一世帯の児童が異なる園に通園しており、兄弟姉妹が在園している園に転園を希望する場合は適用しません。 また、居宅訪問型保育からの転園の場合、卒園による転園の場合は適用しません。	-2
10	自宅での自営業で危険なものを扱う業種であり、子どもを見ながら就労している場合	+1
11	同一世帯内に保育の必要性の認定を受けていない児童がいる場合 ※同一世帯内に保育園の入園申込みをしていないものの、子育てのための施設等利用給付認定(2号・3号)を受けている児童、入所申込可能月齢に達しない児童、介護・看護の対象児童は除きます。	-1
12	就労しているが3か月以上の勤務実績が認められない者 ※退職した就労先の離職票等を提出し、1か月以内に同程度の勤務条件で就労継続が証明された場合は適用しません。父母それぞれに適用し、内定発表日の属する月の1日で判断します。	-2
13	勤務実績と収入実績に整合性がない者 ※父母それぞれに適用します。	-3
14	自宅での自営で子どもを見ながら就労している世帯 ※申請児童を保育しながらの居宅での就労時間と、その他の就労時間(居宅外での就労時間、他の人が保育している間の就労時間など)のうち、前者が多い場合に適用します。	-3
15	自宅又は被介護者の自宅で要介護3～5、身体障害者手帳1～2級若しくは愛の手帳1～2度の親族を介護・看護している世帯 ※「保育が必要な事由」が介護・看護の人に適用します。	+3
16	父母ともに大使館関係職員等で就労の資格を有する査証・資格外活動許可書のない世帯	-3
17	父母を除く同居の親族に保育に当たれる人がいる世帯	-3
18	港区に勤務地のみがあり、管外受託となる世帯	-9
19	正当な理由なく保育料等を納期限から3か月以上滞納している世帯(卒園者を含む) ※内定発表日の属する月の1日で判断します。	-20
20	保育施設に保育士又は看護師の有資格者として就労内定(1年以上勤務が決定していること)している者	+6

台東区

12. 台東区保育所入所基準

選考にあたっては、基本指数及び調整指数をもとに、児童のおかれている状況、家族構成などを考慮し、総合的に判断します。原則として台東区民を優先します。

(1) 基本指数

項目	保護者の状況 (保育にあたれない理由)			基本指数	
	類型	細目			
1	就労	① 居宅外就労及び自営の中心者	おおむね週5日以上の就労	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	20
				月20日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	19
				月20日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	18
				月20日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	17
				月20日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	16
				月18日以上、1日8時間以上の就労を常態	18
		おおむね週4日以上の就労	月16日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	17	
			月16日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	16	
			月16日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	15	
			月16日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	14	
			月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	16	
			月12日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	15	
	おおむね週3日以上の就労	月12日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	14		
		月12日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	13		
		月12日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	12		
		上記に当てはまらない1ヶ月48時間を超える就労及び就労実績3ヵ月未満	11		
		② 自営の協力者 (居宅内)	おおむね週5日以上の就労	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	19
				月20日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	18
	月20日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態			17	
	月20日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態			16	
	月20日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態			15	
	月16日以上、1日8時間以上の就労を常態			17	
	おおむね週4日以上の就労	月16日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	16		
		月16日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	15		
月16日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態		14			
月16日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態		13			
月12日以上、1日8時間以上の就労を常態		15			
月12日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態		14			
おおむね週3日以上の就労	月12日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	13			
	月12日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	12			
	月12日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	11			
	上記に当てはまらない1ヶ月48時間を超える就労及び就労実績3ヵ月未満	10			
	内職	内職を常態(出来高など実績のわかるものを提出)	8		
	2	出産	出産(出産日から起算して8週間を経過する月の月末まで適用)	8	
3	保護者の疾病、障害	身体障害者	身体障害者手帳1級～4級	20～14	
		知的障害者	愛の手帳1度～2度	20～14	
		入院	2ヶ月を超える長期入院(または2ヶ月間の一時保育利用後) おおむね1ヶ月から2ヶ月までの一時的な入院	20～16 18～14	
		疾病	常時臥床(居間の大半を病床で過ごしている状態) 精神性・感染性・一般療養	20 20～14 14～10	
4	看護介護	病院等付添	病院等付添(週4日以上) 病院等付添(週4日未満)	16 14	
		寝たきり高齢者または重度心身障害者等の介護	要介護5～3の高齢者を在宅介護している場合	20～16	
			要介護2～1の高齢者を在宅介護している場合	14～10	
			身体障害者手帳1～2級または愛の手帳1～2度の者を在宅介護している場合	20～16	
			身体障害者手帳3級～または愛の手帳3～4度の者を在宅介護している場合	14～10	
自宅療養者の看護等	上記以外の要件で、看護等が必要と台東区が認める場合	10			
5	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧に当たる場合	20		
6	求職活動	就労内定	保育実施予定日から就労開始予定(要勤務内定証明書等提出)	7	
		求職活動	求職活動、または起業準備のため外出を予定	6	
7	就学	就学・技能習得	通学の場合(指数は項目1-①を準用し4減じる) 在宅の場合(指数は項目1-②を準用し4減じる)	16～7 15～6	
		特別	上記のほか、明らかに保育が必要と台東区が認める場合(指数は審査会議において決定)		

- (注1) 基本指数の算定は保護者が2人のときは指数を合算するものとし、保護者が1人のときはその指数に20を加えます。
 (注2) 複数の事由に該当する場合は、そのうち点数の高いもの一つを採用します。
 (注3) 就労時間には、昼休みの時間を含みます。また、時短勤務等の場合でも所定労働時間で採点します。
 (注4) 「自営の中心者」とは、経営者及び経営者以外で就労時間に対して妥当な給与(最低賃金以上)を支給されている者をいいます。
 (注5) 「自営の協力者」とは、上記注4にあてはまらない自営業従事者をいいます。
 (注6) 「感染性・疾病」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2が適用されている者又は同条に該当する病状にある者若しくは児童に感染させる恐れのある者がいる場合をいいます。
 (注7) 「一般療養」とは、少なくとも週1回以上の通院を必要とする病状にあって、医師から安静又はこれに近い療養を指示されている状態をいいます。
 (注8) 「病院等付添」とは、自宅や病院等で看護に従事する者又は身体障害児の通学等に月12日以上の付添をする場合をいいます。
 (注9) 「自宅療養」とは、自宅における軽度病人の看護等をいいます。
 (注10) 「就学・技能習得」の技能習得とは、学生として学がことで就業に繋がる技能を習得できる講義を受講していることをいいます。
 (注11) 提出書類等に整合性のない場合は、減点となる場合があります。

(2) 調整指数

調整指数は、児童の属する家庭の状況に応じて、保育の必要な状態をさらに明確にするために設けるものであり、保育所入所基準による基本指数に、必要に応じて加算又は減算するものです。

項目	条件	指数	
1	認証・認可外保育所・保育ママ・ベビーシッター等、認可保育所及び地域型保育事業施設(小規模保育所・家庭的保育事業・事業所内保育事業等)並びに緊急保育室等以外の施設に委託(週3日昼間4時間以上)	8	
2	認可保育園に在園(台東区外)	7	
3	認可保育園の一時保育利用(非定型のみ)	6	
4	幼稚園に在園	5	
5	地域型保育事業施設(小規模保育所・家庭的保育事業・事業所内保育事業等)を利用(台東区内)	5	
6	認可保育園に在園(台東区内、緊急保育室を含む)	5	
7	産休中で同一職場へ復職予定	7	
8	育児休業中で同一職場へ復職予定	7	
9	保護者が職場で就労中に保育	5	
10	保護者が自宅で保育(求職中・就労内定)	3	
11	知人が保育	5	
12	祖父母が保育	4	
13	祖父母以外の親族が保育	4	
14	ひとり親世帯	(1) 離婚届・死亡届等を提出後3ヶ月以内等、生活の激変を緩和する必要がある場合(転園申請は除く) (2) 上記以外のひとり親世帯(転園申請は除く)	基本指数が20になるまで 5
	ひとり親に準ずる世帯	(3) 離婚調停中で別居(要証明書類提出、転園申請は除く)	3
	生活保護を受給している世帯		2
16	児童福祉等の観点から特別の配慮が必要と認められる場合	1～5	
17	申請児童本人又は同一世帯内のきょうだいが身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている	2	
18	きょうだいで同一の認可保育園を希望する転園申請	4	
19	きょうだい(卒園する児童を除く)が認可保育園に在園している(転園申請は除く)	4	
20	保護者と同居している未就学児が3人以上いる(多子世帯)	2	
21	保護者と同居している小学生以下のきょうだいがいる	1	
22	きょうだい2人以上の同時申請(転園申請は除く)	1	
23	地域型保育事業、東上野乳児保育園、康保乳児保育所、ミアヘルサ保育園ひびき浅草を卒園する台東区在住の児童で、引き続き保育が必要な場合(4月入園のみ適用)	5	
24	初めての入所希望月から6ヶ月以上待機している(転園申請は除く)	2	
25	生計中心者が失業(3ヵ月以内)したことから、就労の必要性が高い	2	
26	保護者が区内の保育施設等(認可保育所・認定こども園・地域型保育施設・認証保育所・緊急保育室・定期利用保育事業)および幼稚園において、保育士・保育教諭・幼稚園教諭として、月120時間以上の就労をしている場合又は就労内定の場合(転園申請は除く)	2	
27	祖父母がいるが、遠方、就業、病気等により保育にあたれない理由がある(不存在含む)	1	
28	就労できない在留資格(家族滞在等)で資格外活動許可書の提出のない場合(ただし、資格外活動許可書申請中であることを確認できた場合を除く)	-2	
29	保育所保育料を滞納している世帯	-15	
30	保育所、または認定こども園の内定を断った場合	-5	

- 調整指数は重複できます(1～13はどれかひとつを適用します。14～30は一部重複できない項目もあります)。
 (注1) 項目1については、有償で月極め契約をし保護者が就労している等(就労内定、求職活動、育児休業中を除く)で、保育を必要とする時間帯に委託していることが、条件となります。
 (注2) 項目1のベビーシッターとは、協会等に登録のある者に委託していることが、条件となります。
 (注3) 項目8の育児休業中とは、育児・介護休業法等の規定に基づくものをいいます。
 (注4) 項目14(1)については、14(2)と比較し高い方で加点します。
 (注5) 項目14～17、25については、入園審査月の状態で判断します。
 (注6) 項目15と16については重複できません。高い方で加点します。
 (注7) 項目18については、きょうだいの在園する園以外を同時に申請した場合は、他の園の入園審査時は加算されません。
 (注8) 項目22については、入園の意志のないきょうだいの申請は加算できません。また、3人以上の同時申請で、2人以上が転園申請でない場合は、転園申請でない子のみ加算の対象となります。例) ①きょうだい3人の申請で、そのうち2人が転園の場合…3人とも対象外 ②きょうだい3人の申請で、そのうち2人が転園でない場合…転園でない2人のみ加算の対象
 (注9) 項目26については、就労証明書と同意書の提出が必要です。
 (注10) 項目30については、辞退した入園月の翌月から起算して6か月間適用します。例) 4月入園辞退…5月～10月入園まで-5点

2 利用調整基準指数等

目黒区

(1) 基本指数

類型番号	保護者の状況（細目の内容を常態としているため保育に当たれない場合）			基本指数	
	類型	細目			
1	就労 ※1	週5日かつ一日7時間以上の就労をしている		20	
		週5日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		18	
		週4日かつ一日7時間以上の就労をしている		16	
		週4日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		14	
		週3日かつ一日7時間以上の就労をしている		12	
		週3日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		10	
		上記以外の場合		8	
2	疾病 障害 出産	疾病 負傷	入院 おおむね3か月以上の入院が見込まれる場合	20	
			居室内療養	常時病臥	20
				精神性疾患で通院加療を行っている	20
				一般療養（通院加療を行い、かつ安静を要する）	17
		障害	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級に該当する場合又は、療育手帳（愛の手帳）1度、2度、3度のいずれかに該当する場合	20	
			身体障害者手帳3級に該当する場合、療育手帳（愛の手帳）4度に該当する場合	17	
			身体障害者手帳4級に該当する	13	
出産	出産月を含む前後2か月	9			
3	介護 看護 （三親等以内の親族に限る）	入院 通院 通所	週5日かつ一日4時間以上の付添い	18	
			週4日かつ一日4時間以上の付添い	14	
			週3日かつ一日4時間以上の付添い	10	
		自宅介護	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級、愛の手帳1度、2度、3度又は要介護認定4度、5度に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している	20	
			身体障害者手帳3級、4級、愛の手帳4度又は要介護認定1度、2度、3度に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している	13	
上記以外の介護をしている		9			
4	求職	求職（起業準備を含む）のため、昼間に外出することを常態としている（採用内定のある場合を含む）		8	
5	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧		20	
6	就学	就学（学校教育法に定める大学、高等専門学校、同法124条に定める専修学校に通学）又は職業訓練（職業能力開発促進法第15条の7第3項に定める公共職業能力開発施設等に通所）をしている		※2	
7	その他	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁等（単身赴任を除く）	20	
		虐待等	児童虐待を行っている若しくは再び行われるおそれがある場合又は配偶者等からの暴力がある	20	
		特例	上記に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合	※2	

※1 令和3年4月入所の利用調整から、就労における居室内外の区別を撤廃します。

※2 29ページをご参照ください。

(2) 調整指数

調整番号	調整項目	適用する世帯等の状況	調整指数
1	不存在	ひとり親世帯又は両親が不在の世帯	10
2	虐待等	児童虐待を行っている若しくは再び行われるおそれがある場合又は配偶者等からの暴力がある	10
3	低所得	生活保護世帯又は申込締切日現在、その年度の住民税が非課税かつ前年度の住民税が非課税である世帯	2
4	就労制限	児童又は児童と生計を一にしている二親等以内の同居親族に障害があるため、保護者の就労が制限されている	2
5	同居親族	二親等以内の同居親族（入所日時点で65歳以上、病気療養中、就労を除く）が児童の保育に当たれる	-2
6	在勤者	目黒区外に居住し、保護者のいずれかの勤務先が目黒区内にある	-10
7	地域型保育	児童が年齢制限のある地域型保育事業を継続して1か月以上利用している（小学校就学前までの連携施設がある場合を除く）	2
8	認可外保育	児童を認可外保育施設又は個人（三親等以内の親族を除く）等に週3日かつ1日4時間以上継続して1か月以上預け、その対価を支払っている（求職中や育児休業中は加算対象とはなりません。）	2
9	障害児	児童が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳の交付を受けている	2
10	兄弟揃え	兄弟姉妹が別々の認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に在園していて、いずれか一方の在園している認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に転園を希望する	2
11	就労中保育	保護者が就労中に児童を保育している	-1
12	就労実績	就労開始からの実績が1か月未満の場合（産休・育休から復帰した場合を除く）	-1
13	内定辞退	内定を辞退した場合	-1

※30ページをご参照ください

(3) 利用調整基準指数同位の優先順位

順位	内容
1	区内在住児
2	ひとり親世帯
3	基本指数上位者
4	新規申込者（兄弟姉妹と同一園を希望する場合を含む）
5	区内保育施設（区が利用調整する施設等及び区内の東京都認証保育所）に週5日かつ1日7時間以上勤務する育児休業中（各年4月の利用調整においては、地域型保育又は東京都認証保育所の卒園児に関して育児休業中以外の場合を含む。）の保育士又は看護師であって、当該児童の入所月の翌年度未まで区内保育施設において保育又は看護業務に継続して従事するもの
6	年齢上限のある区が利用調整する施設等を利用している卒園児（卒園児4月のみ）
7	保護者が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のいずれかが交付されている（基本指数の類型番号2の障害に該当する者）
8	介護・看護（基本指数の類型番号3に該当する者）
9	保護者のいずれかが長期単身赴任、長期入院者又は常時病臥の場合
10	兄弟姉妹（卒園予定児を除く）が在所している又は二人以上同時申込み
11	児童を認可外保育園等に預け、父母が育児休業等から復職した日（認可外受託認定日）の早い者
12	世帯で保育料の滞納がない
13	申込み締切日までに就労している者（育児休業など、休職期間中の者は除く）
14	目黒区内に二親等以内の親族（入所日時点で65歳以上、病気療養中、就労等を除く）がいない
15	区市町村民税が低い世帯
16	目黒区在住期間が長い世帯（保護者のいずれかの長い方）

※31ページをご参照ください

文京区

基本指数表（評価基準表）

保護者の状況		基本指数	
類型	細目		
就労	居宅外勤務	週5日以上（月20日以上） 日中8時間以上の就労を常態	10
		日中6時間以上8時間未満の就労を常態	9
		日中4時間以上6時間未満の就労を常態	8
		週4日（月16日以上） 日中8時間以上の就労を常態	9
		日中6時間以上8時間未満の就労を常態	8
		日中4時間以上6時間未満の就労を常態	7
		週3日（月12日以上） 日中8時間以上の就労を常態	8
		日中6時間以上8時間未満の就労を常態	7
		日中4時間以上6時間未満の就労を常態	6
	居宅外勤務のうち上記に該当しない者（月48時間以上勤務）		5
	居宅内勤務	週5日以上（月20日以上） 日中8時間以上の就労を常態	10
		日中6時間以上8時間未満の就労を常態	9
		日中4時間以上6時間未満の就労を常態	8
		週4日（月16日以上） 日中8時間以上の就労を常態	9
日中6時間以上8時間未満の就労を常態		8	
日中4時間以上6時間未満の就労を常態		7	
週3日（月12日以上） 日中8時間以上の就労を常態		8	
日中6時間以上8時間未満の就労を常態		7	
日中4時間以上6時間未満の就労を常態		6	
居宅内勤務のうち上記に該当しない者（月48時間以上勤務）		5	
求職活動 新規就労者、採用内定者、求職中の者		5	
学生	大学等	週5日以上、日中8時間以上の就学をする者（大学院含む、研修医は外勤とする）	8
	各種学校等	週3日以上、日中4時間以上の就学を1年以上する者（カルチャースクール等は除く）	7
	その他	週3日以上、日中4時間以上の就学を6か月以上する者（カルチャースクール等は除く）	6
出産		入所希望月の2月前から2月後までの間に出産の予定がある者	7
疾病・障害	長期入院	概ね1か月以上の入院	10
	病気重	常時臥床、感染性疾患（育児不可能）	10
	病気中	一般療養（育児困難）	8
	病気軽	一般療養（育児に支障あり）	7
	障害重	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級（育児不可）	10
	障害中	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度（育児困難）	8
	障害軽	身体障害者手帳4級（育児に支障あり）	6
看護・介護	介護重	週5日、日中8時間 常時付添看護（配偶者・子どものみ）	10
	介護中	週3日、日中8時間以上の付添	8
	介護軽	週3日、日中4時間以上8時間未満の付添	6
災害		災害などによる家屋の損傷、災害復旧のため、保育にあたれない場合	10
不存在		両親が不存在か行方不明で、両親以外の者が児童を保育している場合（母[父]子家庭等で、事情により祖父母が保育している場合は、保護者の要件とする。）	10

※保護者（父母）の該当する類型に応じて、基本指数を決定します。
 ※34頁の「基本指数の取扱いについて」も、併せてご確認ください。

調整指数表（調整基準表）

世帯の状況			
類型	細目	加算指数	条件・例外等
区民	①文京区民である。	4	住民票及び居住実態のある者（児童及び保護者）。入所希望月の前月の末日までに文京区へ転入する者を含む。
	②文京区民以外の区内在勤者・在学者である。	1	
新規	新規入所である。	1	区内認可保育所等未入所児が対象。
生活保護	生活保護受給世帯である。	4	扶助証明必要。転園申請者は対象外。
ひとり親	①ひとり親世帯である。	3	死別、離婚、離婚調停中の者又は婚姻によらないで母又は父になった者。戸籍簿本・家系の調停申立書等による証明が必要。ひとり親家庭の状況申告書が未記入の場合や同一住所・同一建物に住居票がある場合（別居の実態を証明する書類の提出がある場合は除く。）は対象外。
	②別居の状態にある。	1	住民票が同一住所・同一建物にないか、別居の実態を証明する書類の提出がある場合が対象。単身赴任の予定で、申込み時点で別居状態にない場合は、入所希望日時点で別居予定となる証明があれば対象。単身赴任等により申込み時点で別居状態にあり、入所希望日以降も継続する予定の者。在籍・採用内定証明書の①単身赴任欄に記載がないものは対象外。ひとり親家庭の状況申告書が未記入の場合は対象外。
※多子は保育所入所年齢（生後4か月以上）で、保育所入所申込みがなく、認可外保育施設等（幼種園含む）にも未入所の児童が一人でもいる場合は対象外。			
多子	①きょうだい認可保育園在園である。	2	きょうだいが区内の認可保育所（小規模保育所含む）に在園している場合に対象。
	②小学校3年生までのきょうだいがいる。	1	
	③申込みが多胎児	2	新規の同時申請の場合のみ対象。
障害	①申込みが身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている。またはそれに準ずる場合。	2	
	②保護者が身体障害者手帳3級以上、愛の手帳4度以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上の交付を受けている。または申込みのきょうだいが身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている。またはそれに準ずる場合。	1	基本指数の類型が「障害」、きょうだいの「看護・介護」以外の場合が対象。
受託	月48時間以上、認可外保育施設等（幼稚園含む）に継続して6か月以上預けており、受託証明書の提出がある。	1	育児休業取得期間は対象期間から除く。
待機	入所申請から6か月以上待機している。（転居の場合を含む）	1	育児休業取得期間は対象期間から除く。
親族	近隣在住で保育に協力できる祖父母がいない。	1	近隣在住（同居及び保護者住所から500m以内）の祖父母（入所希望月の1日時点で65歳未満）が就労、就学、療養等の状況がなく、日中保育にあたる場合を除く。
採用内定	採用内定がある、または就労開始後3か月未満である。	1	基本指数8点以上の就労要件に該当する勤務条件の場合が対象。基本指数が「求職活動」の場合のみ適用。
卒園児	年齢上限のある区内の認可保育園もしくはグループ保育室の卒園に伴う入所申込み又は文京区保育ママにおける保育の提供の終了に引き続く入園申込みである。	2	本冊子47頁「2・3歳までの保育園卒園後の保育について」中の「（1）卒園後に再度入園申込みが必要な保育園」を卒園する文京区在住の児童で、引続き4月入所を希望する場合のみ対象。※このほか令和3年4月以降新設の区内認可保育所等（小規模保育所、家庭的保育事業含む）については、令和4年度より対象となる見込み 文京区保育ママを満3歳児に伴う終了もしくは、グループ保育室を卒園する文京区在住の児童で、4月入所を希望する場合のみ対象。
自営協力	保護者のいずれかが居宅内就労で自営協力である。	-1	居宅内就労で、自営協力である場合、基本指数7点以上の就労要件該当する勤務条件の場合が対象。
失業者	主として生計を維持する者が入所希望月の申込受付開始日より3か月以内に失業し、就労の必要性が高い。	2	前年（前々年）の収入が高い方の保護者の失業に伴って、求職中要件での申請の場合。
育児明け	育児休業のため、区内認可保育施設を卒園前に退園し、復職時に伴う再入園の申込みとなる。（きょうだい同時申請の場合に限る。）	3	出産月の前後2か月の間に、育児休業取得に伴い、区内認可保育施設を退園し、退園から1年以上経過後、育児休業終了に伴い退園した児童と育児に係る児童が同時に入園申込みの場合。
辞退	入所申請した同じ年度中に認可保育園の内定を辞退している。	-	新規・受託・待機の加算は行わない。
滞納	保護者に保育料・延長保育料の滞納がある。	-	調整指数の計上は全て行わない。転園、延長保育は選考外。滞納については、申込締切時に3か月以上の保育料・延長保育料の未納がある者が対象。

※世帯の状況に該当する類型に応じて、調整指数を決定します。
 ※34頁の「調整指数の取扱いについて」も、併せてご確認ください。

(5)利用調整指数

世帯の合計指数 = 父の基準指数(上限 50) + 母の基準指数(上限 50) + 調整指数

1. 基準指数

保護者の状況 (保育が困難な場合)					
番号	種類	細目	基準指数		
1	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上勤務し、7時間以上の勤務を常態	50		
		月20日以上勤務し、5時間以上7時間未満の勤務を常態	45		
		月20日以上勤務し、4時間以上5時間未満の勤務を常態	40		
		月16日以上勤務し、7時間以上の勤務を常態	40		
		月16日以上勤務し、5時間以上7時間未満の勤務を常態	35		
		月16日以上勤務し、4時間以上5時間未満の勤務を常態	30		
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月12日以上勤務し、7時間以上の勤務を常態	30		
		月12日以上勤務し、5時間以上7時間未満の勤務を常態	25		
		月12日以上勤務し、4時間以上5時間未満の勤務を常態	20		
	内職	上記以外の勤務 (注意点a)	15		
		月12日以上、4時間以上の勤務を常態	15		
		上記以外の勤務 (注意点a)	10		
2	出産	出産前後の休業のため保育が困難な場合 (出産予定月とその前後2か月の計5か月以内の実施)	30		
		出産期間のみ保育を希望 (上記以外の場合)	15		
	育児休業	育児休業取得中で育児休業対象児以外の申し込みの場合	10		
3	疾病	入院1か月以上(予定を含む)	50		
		居宅内療養	常時病臥	50	
			精神性	精神障害者保健福祉手帳3級程度以上	50
				上記以外の程度	35
	一般療養	安静を要する状態	30		
		通院加療のため保育にあたることのできない状態	20		
	障害	身体障害者手帳1・2級、聴覚障害者3級以上、精神障害者保健福祉手帳、要の手帳3度以上を所持	50		
身体障害者手帳3級、聴覚障害者4級以下、要の手帳4度を所持		35			
身体障害者手帳4級以下を所持		20			
4	介護・看護 (病院・施設付添い)	月20日以上、7時間以上の付添い	50		
		月20日以上、5時間以上7時間未満の付添い	45		
		月20日以上、4時間以上5時間未満の付添い	40		
		月16日以上、7時間以上の付添い	40		
		月16日以上、5時間以上7時間未満の付添い	35		
		月16日以上、4時間以上5時間未満の付添い	30		
		月12日以上、7時間以上の付添い	30		
		月12日以上、5時間以上7時間未満の付添い	25		
	介護・自宅看護	月12日以上、4時間以上5時間未満の付添い	20		
		重度障害者(身体障害者手帳1・2級)等により全介護が必要	50		
		常時観察及び介護(食事・排泄・入浴の介護)が必要	40		
		上記以外の介護(自宅外介護を含む)が必要	20		
	送迎	病院・心身通園施設等の送迎	15		
	5	災害	災害等により自身の家屋の損傷、復旧等のため保育にあたることのできない場合(6か月以内の実施)	50	
6	災害復旧	災害復旧活動のため、外出を常態(6か月以内の実施)	注意点b		
7	勤務内定	勤務が内定している場合 (注意点c)	20		
8	求職中	求職のため、外出を常態(3か月以内の実施)	10		
9	就学等	世帯主(生計中心者)が失業(自己都合を除く)し、求職のため外出を常態(3か月以内の実施)	注意点d		
10	不存在等	就学・技術習得等のため保育にあたることのできない場合	注意点b		
11	不存在等	死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等	50		
11	不存在等	上記に掲げるもののほか、明らかに保育にあたることのできないと認められる場合	注意点e		

基準指数の注意点

- a 【上記以外の勤務】は利用調整のみの適用とし、月48時間に満たない場合、認定は求職活動になります。
- b 番号1の居宅外(内)労働を適用します。
- c 入園希望月(翌月1日付を含む)までに月48時間以上の勤務を開始する「就労証明書」の提出があった場合は、番号7の勤務内定を適用します。
- d 離職票等で離職日から3か月以内かつ退職理由が会社都合と確認できた場合は、入園希望月(翌月1日付を含む)までに月48時間以上の勤務を開始する「就労証明書」の提出により、番号1の居宅外(内)労働を適用します。
- e 番号1～6を適用します。
- (その他)
- 勤務時間は休憩時間を除きます。また、勤務日数・時間等が不規則な場合は、シフト表等に基づき利用調整指数を適用します。
- 「就労証明書」の就労日数や給与等により実績を確認し、整合性がとれない場合は、番号7の勤務内定を適用します。
- 外国籍の方で、在留資格と「就労証明書」の内容に整合性がとれない場合は、減点になります。
- 勤務している方で出産予定がある場合は、産後の予定により利用調整指数が異なります。
- 入園希望月(翌月1日付を含む)までに育児休業が終了、又は育児休業を短縮し復職する場合は、番号1の居宅外(内)労働を適用します。ただし、復職後2週間以内に、復職日以降の証明日が明記された「就労証明書」、又は育児休業延長後2週間以内に、「育児休業の取得に関する教育・保育給付認定変更申請書」の提出がない場合は、番号8の求職中を適用します。

2. 調整指数

番号	条件	指数
1	生活保護世帯	+10
2	ひとり親世帯で同居又は同居の祖父母がいない場合 (注意点a)	+10
3	同居又は同居の祖父母(60歳未満)が無職又は求職中の場合 (注意点a)	-6
4	未就学児が3人以上いる場合	+1
5	双生児以上の申し込みの場合	+1
6	申込児(転園申込児を含む)のきょうだいが入園を希望する保育施設に在園中、又は4月入園の利用調整時にきょうだいがすでに内定している場合 (注意点b)	+6
7	育児休業取得により一時退園し、育児休業終了後に再入園の申し込みをする場合 (注意点c)	再入園申込児 +10 再入園申込児のきょうだい +6
8	申込児を江戸川区の保育ママに預けている場合【4月入園の1歳児クラスで区立保育園の利用調整時のみ適用】 (注意点d)	+6
9	申込児を認可保育施設又は認証保育所もしくは企業主導型保育所に預けている方で、その施設に年齢制限があるため、継続利用ができない場合【保育証明書を提出した場合で4月入園の利用調整時のみ適用】 (注意点e)	+1
10	区外在住者(転入予定がある方を除く) (注意点f)	-10
11	保護者が身体障害者手帳4級以上又は要の手帳4度以上もしくは精神障害者保健福祉手帳を所持し、勤務を常態としている場合 (注意点g)	+1
12	保護者が聴覚・言語障害者3級以上の場合	+1

1～2
重複適用
しない

4～9
重複適用
しない

調整指数の注意点

- a 番号2及び3の【同居又は同居】は、別世帯でも住所が同じ場合やマンション等の同じ建物に住んでいる場合を含みます。
- b 番号6は、きょうだいが同じ入園希望月に他の保育施設へ転園の申し込みをして、転園が内定した場合は、対象外になります。
- c 番号7は、育児休業の開始月までに退園し、復職する時に退園児(上の子)と同時にきょうだいを申し込みの場合にのみ適用します。育児休業の開始月に入ってから退園した場合は、対象外になります。
- d 番号8は、区立保育園の利用調整時のみ適用します。私立の保育施設の利用調整時には適用しません。
- e 番号9は、連携施設が設定されている地域型保育事業は、対象外になります。連携施設については、35ページをご覧ください。また、【認証保育所もしくは企業主導型保育所に預けている方】は、定期的に月160時間以上預けている方をいいます。
- f 番号10の【転入予定がある方】は、転入先住居の「賃貸借契約書」又は「売買契約書」のコピーを提出できる方をいいます。
- g 番号11の【勤務を常態】は、月48時間以上の勤務を常態とし、かつ今後も同等以上の勤務が見込まれる場合のことをいいます。

3. 総合調整指数

番号	条件	指数
1	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合	+1～40

※1～3の利用調整指数は、申し込み時の世帯状況(申込受付期間中の提出書類の内容等)で決定します。
※世帯状況が申し込み時から変わった場合は、利用調整を見直します(17～18ページ参照)。ご注意ください。

【指数が同点になった場合】

利用調整指数が同点になった場合は、保護者の状況、経済状況、家庭状況等を総合的に判断し、利用調整を行います。比較する主な項目は下記のとおりです。

※項目の順番は、優先される順位ではありません。

保護者が江戸川区民である(転入予定がある方を含む)
保育料の未納の有無(未納がある場合は、納付があるまで利用調整の対象外)
保護者の収入
18歳未満のお子さんの数
就労実績の有無(直近6か月の就労日数や給与等の実績、課税情報等をもとに判断)
新規の申し込み・転園の申し込み(原則として、転園の申し込みより新規の申し込みを優先)
保護者いずれかが単身赴任や海外出張等のため、入園後6か月以上不在
申込児を江戸川区の保育ママに預けている(4月入園の1歳児クラスの利用調整時のみ該当)
就労等の拘束時間(就労の場合は、通勤時間と残業時間を除いた始業から終業までの時間)
祖父母の状況
申込児を認証保育所等に預けている方で、その施設に年齢制限があるため、継続利用ができない(4月入園の利用調整時のみ該当)
基準指数が高い

1. 選考方法

- ① 基準指数を保護者ごとに決定。
- ② 調整指数の世帯に関わる項目、申請児童本人に関わる項目を決定。
- ③ ①の父母それぞれの指数を合算のうえ、②を加えたものを当該世帯の指数とする。

・指数は申込み締切日までの提出書類で決定する。締切後に家庭状況の変更が見込まれる際はそれを考慮する場合がある。

・ひとりの保護者が複数の類型に該当する場合、一番高い指数を適用する。就労事由と出産事由の両方に該当する場合で産前産後休暇終了後に育児休業を取得する場合、出産の指数を適用する。

・選考が行われる場合、希望順位に関わらず、保育の必要性が高い方から内定となる。第1希望は有利、第9希望は不利とはならず、また、第1希望のみの希望が有利にはならない。

・提出書類に不備があるときは、求職の指数を適用する場合や減点の対象になる場合がある。

(1) 保育所入所基準指数表(「入園」「転園」ともに同一の指数表を使用する)

番号	類型	保護者の状況	入所承諾期間	指数	
1	就労 (自営含む) (注1~4)	月20日以上	必要な期間	月160時間以上の就労を常態	20
				月120時間以上160時間未満の就労を常態	16
				月80時間以上120時間未満の就労を常態	15
		月16日以上		月128時間以上の就労を常態	14
				月96時間以上128時間未満の就労を常態	13
				月64時間以上96時間未満の就労を常態	12
		月12日以上		月96時間以上の就労を常態	11
				月72時間以上96時間未満の就労を常態	10
				月48時間以上72時間未満の就労を常態	9
				月48時間以上72時間未満の就労を常態	9
2	両親不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁	20		
3	出産(注3)	出産予定月とその前後の各2か月(最長5か月間)	5か月以内	14	
4	疾病 (注5)	入院	必要な期間	1か月以上を要する場合	20
				常時臥床	20
		自宅内		精神疾患	20
				一般療養	16
5	心身障害者	(身体障害者手帳) 1・2級 (愛の手帳) 1・2・3度 (精神障害者保健福祉手帳) 1・2・3級	必要な期間	20	
		(身体障害者手帳) 3級 (愛の手帳) 4度		17	
		(身体障害者手帳) 4級		14	
		常時臥床者、常時見守りが必要な者又は重度心身障害者を自宅内で常時介護・看護		20	
6	介護・看護 (注6)	入院・通院・通所等付き添い(月20日、80時間以上)を含む介護・看護	必要な期間	14	
		入院・通院・通所等付き添い(月16日、64時間以上)を含む介護・看護		11	
		入院・通院・通所等付き添い(月12日、48時間以上)を含む介護・看護		8	
		火災等による家屋の損傷、その他の災害の復旧活動中		20	
7	災害	火災等による家屋の損傷、その他の災害の復旧活動中	20		
8	就学	次に掲げる学校、職業訓練校等への通学又は通所している場合(通学・通所予定も含む) ①学校教育法に定める学校、職業能力開発促進法に基づいて設置される職業訓練校 ②国又は都道府県指定の就労に必要な資格取得のための専門学校又は養成施設等 ③外国人が日常生活に必要な日本語を取得するための日本語学校 ④②に準ずると認められ、かつ②で取得できる資格と同程度の資格取得のための専門学校等 ★指数については、番号1(就学内定の場合は番号9)を準用し、さらに1点とする。	必要な期間	★8~19 (就学内定7~18)	
9	特例 (就労内定者)	月20日以上	必要な期間	月160時間以上の就労を常態	19
				月120時間以上160時間未満の就労を常態	15
				月80時間以上120時間未満の就労を常態	14
		月16日以上		月128時間以上の就労を常態	13
				月96時間以上128時間未満の就労を常態	12
				月64時間以上96時間未満の就労を常態	11
		月12日以上		月96時間以上の就労を常態	10
				月72時間以上96時間未満の就労を常態	9
				月48時間以上72時間未満の就労を常態	8
				月48時間以上72時間未満の就労を常態	8
10	求職	求職・起業準備のため日中外出を常態	3か月以内	6	
11	DV・児童虐待	児童虐待のおそれがあると認められる場合(意見書等の公的機関の発行する資料がある場合)	必要な期間	20	
		配偶者等の暴力により育児が困難と認められる場合(配偶者暴力相談支援センターの証明書がある場合)		20	

(2) 調整指数(基準指数表の世帯指数に下記指数を加算します。定めがみ限り指数の加算可。)

世帯に関わる項目1~11、申請児童本人に関わる項目12~20

1☆(注7)	特別な支援を要する世帯(意見書等の公的機関の発行する資料がある場合)	10	
2☆(注8)	ひとり親世帯および、これに準ずる世帯(入園申込みの場合)	8	
3☆	生活保護法による被保護世帯(就労、就労内定、求職による入園申込みの場合)	8	
4☆	保護者の入園希望月から過去6か月以内の解雇・倒産により離職(自己都合の退職を除く。)し、緊急に生計費を得るための就労を要する世帯(入所基準指数表の類型「求職」の場合に限る)	5	
5☆	保護者のいずれかが視覚・聴覚・言語障害による身体障害者手帳3級以上を所持している世帯	3	
6☆	保護者のいずれかが育児休業法に定める育児休業からの復職により入園申込みをする場合(同保護者が育児休業給付金の受給資格がある場合で、①~④のいずれかに該当する場合)※調整指数18と重複しない ①入園月の申込み締切日時点で、育児休業中の場合 ②入園月の申込み締切日時点で、出生前かつ育児休業取得予定である場合 ③入園月の申込み締切日時点で、産休中かつ育児休業取得予定である場合 ④申込み締切日以降入園予定月の前月末日までの間に育児休業を取得することが就労証明書上で確認できる場合	1	
7	同種別の保育施設間の転園希望の場合(調整指数17に該当する場合を除く)	-1	
8(注9・10)	18歳以上65歳未満の同居者が最低就労基準未満の就労または求職中の場合	-4	
9	①令和2年4月1次入園選考から令和3年2月入園選考までにおいて、豊島区の認可保育施設の入園内定を辞退した場合であって、入園内定の辞退月から1年間経過していない場合	-1	
	②令和3年4月1次選考以後の各月の申込み締切日以後に豊島区の認可保育施設の入園申請の取下げ若しくは入園内定の辞退をし、又は入園内定を取り消された場合であって、該当する選考から1年間経過していない場合(災害・疾病等やむを得ない事情によるものであって、当該事情を証明できる書類の提出がある場合を除く)	-5	
10	申込み締切日現在保育料滞納(卒園児を含む)がある世帯	-20	
11☆(注11) (注18)	申込み締切日時点で豊島区民である保護者が育児休業の延長を希望する場合※該当する場合、他の項目の重複加算及び優先順位の適用はしない。	-40	
12	産前産後休業、育児休業取得により一時退園し、保護者の育児休業明けに再入園申込みの場合(出産予定月の前2か月から後3か月の期間中に退園する場合のみ該当)	6	
13☆	入園を希望する児童本人が、①身体障害者手帳1・2級、②愛の手帳1~3度、③精神障害者保健福祉手帳1~3級のいずれかを所持している場合	2	
14☆	入園を希望する児童本人が、 (1)①身体障害者手帳3・4級又は②愛の手帳4度を所持している場合 (2)手帳等は所持していないが、主治医の意見書等により手帳を所持している者と同等と認められる場合(主治医の意見書により、手帳を所持している者と同等と認められる記載がある場合)	1	
15	入園希望月時点で兄弟姉妹(卒園児等を除く)が既に在籍している保育園の入園を希望する場合	1	
16(注12)	兄弟姉妹(双子等を含む)が同時に同一月の入園申込みをする場合(一方が入園内定の辞退等をした場合は非該当)	1	
17	以下の①~⑦にあてはまる場合 ①~⑦はそれぞれ重複せず、かつ調整指数19・20と重複しない		
	①(注13)	申込み締切日時点で既に別々の園に在籍している兄弟姉妹が一方の在籍する園への転園を希望する場合(一方が入園内定の辞退等をした場合は非該当)	2
	②(注14)	申込み締切日時点で別々の園に在籍している兄弟姉妹が同時に同一園へ転園を希望する場合(一方が入園内定の辞退等をした場合は非該当)	2
	③	遠距離で通園が困難なために転園を希望する場合(自宅から在籍施設まで直線距離1.2km以上)	1
	④	在園中の認可保育施設の開所時間よりも長い開所時間の認可保育施設への転園を希望する場合(延長保育用勤務証明書の提出が必要)	1
	⑤(注15)	民営化や改築・改修に伴う転園を希望する場合(当該園の利用開始日以降に公表となった改築・改修等で、一時的な移転を伴う仮園舎利用の場合)	1
	⑥	申込み締切日時点で年齢上限のある認可保育施設を利用して、年齢上限のない認可保育施設への転園を希望する場合(年齢上限のある保育施設とは、小学校就学前まで在園できない施設。年齢上限のない保育施設とは、小学校就学前まで在園できる施設を指す)	1
	⑦	申込み締切日時点で居宅訪問型保育事業を利用している場合	1
18☆(注10) (注16) (注17)	入園申込みをしている児童を、次の(1)(2)の期間において、豊島区臨時保育所(有料もしくは無料)・認可外保育施設等(有料のみ)に「月12日以上かつ48時間以上預けている」かつ「父母共に最低就労基準以上で働いている」世帯(当該児童が学校教育法に基づく幼稚園・認定こども園(1号)に在籍中や、世帯内に育児休業取得中の保護者がいる場合は非該当) (1)4月第1次入園選考の場合:4月第1次入園選考申込み締切日時点から入園希望月の前月末まで (2)(1)以外入園選考の場合:入園希望月の初日の90日前から入園希望月の前月末まで ※調整指数6と重複しない	1	
19	年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に転園希望月の初日の3か月以上前から在籍し、他の認可保育施設への転園を希望する場合※調整指数17・20と重複はしない	5	
20(注18)	年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に豊島区民として在籍し、卒園時に転園申込みをする場合※調整指数2・17・19と重複はしない	30	

☆印の加算には書類の提出が必要です。P16~19の必要書類を、入園申込み時に提出してください。

●基準指数

No.	事由	保護者の状況	指数	備考				
1	居宅外就労	月20日以上	週40時間以上の就労を常態とする場合	20	(注)P23 ※参照			
		月16日以上	週32時間以上の就労を常態とする場合	18				
		月12日以上	週24時間以上の就労を常態とする場合	16				
			週20時間以上の就労を常態とする場合	14				
			週16時間以上の就労を常態とする場合	12				
			週12時間以上の就労を常態とする場合	10				
			週3日以上	週20時間以上の就労を常態とする場合		14		
		週3日以上 の交替制による 勤務等	週24時間以上の就労を常態とする場合	16				
			週20時間以上の就労を常態とする場合	14				
			週16時間以上の就労を常態とする場合	12				
			週12時間以上の就労を常態とする場合	10				
			月48時間以上	週40時間以上の就労を常態とする場合		8		
		2	居宅内就労	月20日以上		週40時間以上の就労を常態とする場合	20	(例) 8/10出産の場合、出 産月の翌月である 9/1から4か月経つ 1/1までに活動再開 しない場合は「就労 内定」扱い。
月16日以上	週32時間以上の就労を常態とする場合			18				
月12日以上	週24時間以上の就労を常態とする場合			16				
	週20時間以上の就労を常態とする場合			14				
	週16時間以上の就労を常態とする場合			12				
	週12時間以上の就労を常態とする場合			10				
	月48時間以上			週40時間以上の就労を常態とする場合	8			
内職	月12日以上 の就労			週24時間以上の就労を常態とする場合	14			
				週20時間以上の就労を常態とする場合	12			
				週16時間以上の就労を常態とする場合	10			
				週12時間以上の就労を常態とする場合	8			
				3	就労内定	月20日以上	週40時間以上の就労を常態とする場合	
月16日以上	週32時間以上の就労を常態とする場合					15		
月12日以上	週24時間以上の就労を常態とする場合	14						
	週20時間以上の就労を常態とする場合	12						
	週16時間以上の就労を常態とする場合	10						
	週12時間以上の就労を常態とする場合	8						
	週3日以上 の交替制による 勤務等の就労内定	週24時間以上の就労を常態とする場合	14					
週20時間以上の就労を常態とする場合		12						
週16時間以上の就労を常態とする場合		10						
週12時間以上の就労を常態とする場合		8						
月48時間以上		週40時間以上の就労を常態とする場合	7					

No.	事由	保護者の状況	指数	備考	
4	不存在	死亡・離婚・遺棄・拘禁等	20		
5	妊娠・出産	妊娠・出産のため、保育が困難な状態	8		
6	疾病	長期入院(1か月以上)	20		
		常時臥床・感染症疾患	20		
		精神疾患	精神障害者保健福祉手帳1・2級程度	20	
			上記以外の程度	16	
		長期安静(1か月以上)を要する状態または週3日以上通院・加療をしている状態	12		
		上記以外の一般療養	8		
		7	心身障害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1~4度、精神障害者保健福祉手帳1・2級	20
身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級	16				
身体障害者手帳4級	12				
8	介護・看護	月20日以上	日中1人で次に掲げるいずれかの者を在宅看護している状態 ●要介護4・5の高齢者 ●身体障害者手帳1・2級 ●愛の手帳1・2度 ●精神障害者保健福祉手帳1・2級	20	
		月16~19日		18	
		月12~15日		16	
		月20日以上	日中1人で次に掲げるいずれかの者を在宅看護している状態 ●要介護3の高齢者 ●身体障害者手帳3級 ●愛の手帳3・4度 ●精神障害者保健福祉手帳3級	16	
		月16~19日		14	
		月12~15日		12	
		病院等付添い(週4日以上)	16		
上記以外で、在宅介護・看護をすることが必要と認められる状態	12				
9	災害復旧	火災等による家屋損傷、その他災害復旧のため、保育が困難な状況	20		
10	求職活動 (起業準備を含む)	早急に就職しなければならない状況	7		
		上記以外の状況	1		
11	就学・ 職業訓練	職業訓練校、就労を目的とした専修学校・大学・大学院(就学期間6か月以上)	18	※「就労を目的とした専修学 校・大学・大学院」とは卒業が 国家資格取得の要件または 国家資格取得試験の受験資 格となる学校をいう。 ※通信教育は対象外	
		職業訓練校、就労を目的とした専修学校・大学・大学院(就学期間6か月未満)	15		
		大学・大学院	12		
		その他就学	8		
12	その他	特に区長が必要と認めた状態	20		
		その他、保育が必要と認められた状態	1		

※同じ認定事由内で複数の項目に該当する場合、より高い指数を適用します。

※就労時間には休憩時間を含みます。

※育児・介護休業法に基づく「育児休業」を取得している場合は、休業前の就労日数及び就労時間により、No.1居宅外就労の指数を適用します。

※No.1居宅外就労で、育児のための時間短縮勤務制度を取得の場合

①就労時間を短縮する場合は、1日あたり4時間以上の就労常態に限り、通常就労時間の指数で利用調整します。

②就労日数を短縮する場合は、勤務を要しない日(保育を必要とする事由がない日)が発生するため基準指数が下がります。

●調整指数

項番	対象		適用有無		指数	適用条件	
			入所	転園			
1	生活保護世帯		○	△	2	●認定事由が就労または就労内定の場合のみ適用する。 ●入所申込み及び区外からの転園申込みの場合のみ適用する。区内認可保育所等からの転園申込みの場合には適用しない。	
2	世帯 65歳未満の同居人がいないひとり親世帯		○	△	3	●入所申込み及び区外からの転園申込みの場合のみ適用する。区内認可保育所等からの転園申込みの場合には適用しない。	
3	ひとり親世帯に準ずる世帯		○	△	2	●同居には、別世帯であっても同一敷地内の建物(集合住宅を含む)に居住している場合を含む。	
4	65歳未満の同居人がいないひとり親世帯で、就労内定の証明(月20日以上)が提出されている場合		○	△	4		
5	保護者 障害	保護者が身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級のいずれかに該当する方	○	○	1	認定事由が就労、就学(職業訓練)の場合のみ適用する。	
6	世帯 未就学児が3人以上いる世帯		○	○	1	未就学児及び義務教育就学児年齢は、利用希望月現在の年齢で判断する(利用希望月の初日までに出生予定の児童を含む)。*P9参照	
6-2	世帯 平成28年4月2日以後に生まれた子がいて、義務教育就学児年齢以下(中学校三年生以下)の子が3人以上いる世帯		○	○	4		
7	双子以上が同時に同じ認可保育所等の利用を申し込む場合		○	○	1		
8	児童	兄弟姉妹が利用希望月から引き続き利用している認可保育所等を第1希望とした入所申込みの場合	○	×	1	第一希望の認可保育所等に係る利用調整においてのみ適用する。	
9	児童	兄弟姉妹が利用希望月から引き続き利用している認可保育所等を第1希望とした転園申込みの場合	×	○	1	第一希望の認可保育所等に係る利用調整においてのみ適用する。	
10	児童 卒園	年齢上限がある保育施設を卒園(進級を希望する際に、再度申込みが必要な場合も含む)し、引き続き区内の認可保育所等の入所を申し込む場合	○	×	4	●当該施設に在籍していることが確認できる場合に適用する。 ●認定事由を理由として保育施設に預けている場合に適用する。 ●4月利用希望の3歳児の入所申込み児童のみ適用する。	
11	児童 再申込	区内の認可保育所等の利用を、保護者の育児休業取得を理由として終了した児童が、当該育児休業明けに再度入所を申し込む場合、または当該児童の弟妹が申し込む場合	○	×	10	●産後休暇中に退所することが条件(育児休業に入った後で退所した場合には適用しない)。 ●利用を終了した月の翌月から利用希望月まで1年以上経過している場合のみ適用する。 ●当該育児休業が当該児童に係る場合を除く。	
12	児童	申込日現在、保護者が育児休業を取得している場合	1歳児クラスへの入所申込み	○	×	2	●平成31年4月入所の利用調整から適用する。
13			2歳児クラスへの入所申込み	○	×	3	
14			3歳児クラスへの入所申込み	○	×	4	
15	世帯 育児休業等	保護者全員が育児休業制度のない自営業や勤務先に育児休業制度があるが適用対象外の場合であって、平成29年4月2日以後に生まれた子の出生休暇後、復職(予定)し、申し込む場合	○	×	2	●認定給付に係る事由が就労又は就労内定(産前休暇前まで引き続き就労していた場合に限る)の場合に適用する。 ●外勤の場合、勤務先の証明がある場合に限る。 ●利用希望月の初日までに出生する予定の児童がいる場合も適用する。	

項番	対象		適用有無		指数	適用条件
			入所	転園		
16	児童	児童福祉の観点から特に調整が必要な場合	○	○	4	
17	提出書類で、1か月以上の就労実績が確認できない場合		○	○	-2	直近3か月の就労実績で1か月以上の勤務(給与の裏付けがある)が確認できない場合に適用する。*P14参照
18	保護者	就労状況(日数・時間等)に対して就労(収入)実績に整合性がない場合	○	○	-2	状況に応じて段階的に減算する。
19		親族が経営している事業に就労し、給与収入が103万円以下の場合	○	○	-2	
20	希望する認可保育所等に入所できない際に、育児休業を取得(延長)する場合		○	○	-20	「育児休業確認書」の8で「ア」及び「イ」を選択し、希望した場合のみ適用する。
21	世帯	過去に利用調整時の入所要件(家庭・就労状況等)と利用開始後の状況が異なっていることが判明した場合または利用期間中に違反行為が判明した場合	○	○	-5	届出義務違反や書類未提出の場合を含む。
22	正当な理由がなく、納付期限経過分の保育料を滞納している場合(卒園児にかかる保育料を滞納している場合を含む)		○	○	-10	
23	保護者	保護者が区外に在住し、かつ、区内に在勤または在学している場合	○	○	-5	

項番	対象		適用有無		指数	適用条件
			入所	転園		
A-1	児童 認可外保育等	認定事由を理由として、認可保育所以外の保育施設(※8)に、1日4時間以上かつ1か月12日以上、有償かつ月々申込み児童を預けている状態で、利用調整会議開催月の初日(P27参照)現在で6か月以上の実績が確認できる場合	○	×	2	●杉並区民となった日を起算基準とする。 ●実績には、求職活動中(起業準備を含む)及び育児休業期間中の期間を除く。また、求職期間が1か月以上空いた場合には、加算実績はゼロとする。 ●杉並区民として平成30年3月末日までに月々申込みで受託を開始している場合に適用する。
A-2		上記実績が1年以上の場合	○	×	3	
A-3		上記実績が1年6か月以上の場合	○	×	4	

- ※1:上表「調整指数」における「認可保育所等」とは、区内認可保育所、地域型保育事業とします。
- ※2:入所申込み、転園申込みについては以下の場合となります。
- 入所申込み…①現在、区内の認可保育所等を利用していない方が、新たに認可保育所等の入所を申し込む。
②杉並区保育室を利用している方が、新たに認可保育所等の入所を申し込む。
③他自治体の認可保育所等・認定こども園(保育利用に限る)を利用している方で、当該保育施設の退園が決まっている状態で、認可保育所等の入所を申し込む。
④年齢上限がある認可保育所等を卒園する方が認可保育所等の入所を申し込む。
⑤事業所内保育事業所の従業員枠を利用している方が認可保育所等の入所を申し込む。
- 転園申込み…①現在、区内の認可保育所等を利用している方が、別の認可保育所等への転園を申し込む。
②区外の認可保育所等・認定こども園(保育利用に限る)を利用している方が、杉並区の認可保育所等に決まらなかった際には元の保育施設を利用できる状態で、認可保育所等への転園を申し込む。
- ※3:調整指数の加減算は基準指数に対して行い、保護者からの申込みに基づき、各月の申込み締切日までに書類等で事実が確認できる場合に適用します。
- ※4:項番1～項番5、項番10と項番A-1～A-3、項番18と項番19は、それぞれ重複して適用しません(重複して該当する場合は、高位の指数を適用します)。
- ※5:項番20を適用する場合は、項番12～14は重複して適用しません。
- ※6:項番1～項番5、項番7～項番16と項番A-1～A-3は、申込日現在、保護者及び申込み児童(但し、仮受付に係る児童は除く)が杉並区に住民登録している場合に適用します。
- ※7:項番6、項番6-2は、申込日現在、保護者及び児童(出生予定の児童を除く)が、杉並区に住民登録している場合に適用します。
- ※8:項番A-1～A-3認可保育所以外の保育施設とは区保育室・区定期利用保育事業・私立園定期利用保育事業・認証保育所・認可外保育施設・家庭福祉員(グループも含む)・グループ保育室・事業所内保育事業所(従業員枠)・企業の託児所・居宅訪問型保育事業・区立子供園・幼稚園・認定こども園・ベビーシッター(3歳等以内の親族以外の個人を含む)。
- 【特例】
※認定こども園(保育利用に限る)又は地域型保育事業の利用者であって、当該認定こども園(保育利用に限る)又は地域型保育事業が認定・認可される日以前から継続して利用している者については、認可保育所等への転園を希望する場合にその認定こども園(保育利用に限る)又は地域型保育事業の利用期間(認定こども園(保育利用に限る)又は地域型保育事業として認定・認可される以前の利用期間に限る)に応じて項番A-1～A-3を適用します。

保育の利用基準表

◆基準指数表

※ 申込み時の保護者の状況(勤務状況等)が、入園希望月以降も継続するものとして指数付けを行います(備考①)

Table with columns: 番号, 事由, 保護者(父母)の状況, 基準指数, 利用期間. Rows include categories like 就労(居宅外), 就労(居宅内), 疾病, 障害, 施設等介護, 災害, 就労(就学)内定, 求職中, 就学, 不存在.

(備考) ① 既に転職が決まっている方、または申込み後に転職等、勤務状況が変わる場合は、必ず事前にご連絡ください。(就労先等の状況変化により指数が下がる、もしくは内定取消しとなる場合があります。)*追加書類の提出により、指数が増減する可能性があります。(P.35参照)

② 育児休業で申込みの場合、入園月の月末までに育児休業から復職できないときは退園となります。また、復職せずに転職等で退職した場合は内定取消し、または退園となります。育児休業から復職したら、早急に復職証明書をご提出ください。

③ 「障害」は原則、障害者手帳等の取得状況等に基づき指数付けを行います。

「程度」とは、障害者手帳を取得していない方で、医師の診断書や意見書にその程度について障害種別及び級数または度数が明記されている場合をいいます。診断書内に「3級程度」等の記述が必要です。

◆調整指数表(保護者及び児童個人に関わる調整指数)

※ 調整指数に該当することを証明する書類が提出された場合に適用し、重複して加算または減算するものとします。ただし3番は、1番または2番とは重複して加算しません。また12番と14番は重複して加算しません。

Table with columns: 番号, 条 件, 指数. Rows include conditions like 保護者が身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1~3度、精神障害者保健福祉手帳1~3級の1つに該当する場合、またはそれと同程度の障害があると認められる場合, 保護者が入院または常時病臥・精神性疾患・感染症で居宅療養している場合, etc.

(備考) ① 1番、2番及び5番の「同程度の障害」とは、医師の診断書や意見書に障害種別及び級(度)数が明記されている場合に該当します。

② 1か月分とは、給与の締め日翌日から次の締め日まで就労したことがわかる実績が1か月あることを指します。

(ただし、自営の「出来高・売上」の方は就労開始日から証明年月日までの実績が1か月あることを指します。)

③ その他、児童虐待により子どもの生命に危険がある等、特に福祉事務所長が認める場合は加算を行います。

令和3年度 保育園等の利用調整基本指数及び利用期間(夜間保育所を除く)

Table with columns: 項目, 種類, 保護者の状況, 基本指数, 保育園等を利用できる期間. Rows include categories like 就業, 出産, 疾病・負傷, 心身障害, 同居親族の介護・看護, 就学・技能習得, 災害, 不存在, 虐待やDVのおそれ, 特例.

★ 保育の必要性の確認及び保育園等の利用調整は、保護者が月4時間以上の労働・介護等を常態としている場合に限る。

- 備考
1 入園申請締切日までに必要書類が未提出の場合は、利用調整の対象外とする。
2 入園申請締切日までに提出された書類等によって確認できる入園月初日の現況により利用調整を行う。ただし、締切日から入園日までに申込み時と異なる状況が判明した場合は指数を再算定し、利用調整を見直す場合がある。
3 父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する。
4 「就労」は、就業規則に基づく就労時間(1時間までの休憩時間を含む)の範囲内で確認できる就労実績に基づく日数・時間等で算定する。ただし、同伴就労・居宅内自営の場合の就労時間は、就労状況申告書に基づき、家事・育児等の時間を除いたものとする。(就労状況申告書に家事・育児の時間の記入がない場合は、4時間を超えるごとに1時間を除く。)
5 入園後は原則、項目間の変更は認めない。
6 保護者1人につき、保育を必要とする事由が2つ以上ある場合は、主たる事由の指数を適用する。
7 育児短時間等取得する場合は、就労日数に変更なく1日あたり2時間以内の短縮であれば、取得前の就労日数や就労時間により利用調整を行う。就業規則上の就労時間が8時間を超えている場合は、就労日数に変更なく育児短時間等の取得後に拘束時間が6時間以上であれば、同様の取扱いとする。

- 類型の細目
1 「就労」には、産前産後休業・育児休業からの復職予定者を含む。
2 「自営中心者」とは、①経営者(登記簿謄本・個人事業主の開業届等届出書・営業許可証等で経営者・事業主であることが確認できる者)、②経営者以外(専従者を含む)で法人組織等に属し、就労時間に応じて妥当な給与等(最低賃金以上)を支給されている者。
3 「自営中心者以外」とは、自営協力者等上記「自営中心者」に当てはまらない者。ただし、「自営中心者」に当たらない場合でも、収入・売上等の実態を確認できない場合は「自営中心者以外」とする。
4 「居宅内」には、同一住所・同一敷地内の別棟や別部屋を含む。
※① 正当な理由なく就労時間に対して妥当な給与等(最低賃金以上)を支給されていない者は、自営中心者以外の指数を適用する。
※② 入園申請締切日現在、給与明細書等で確認できる1か月以上の実績のない者、就労証明書に記載された就労時間と収入が不一致の者も就労内定とする場合がある。
5 「内職」とは、自宅内で出来高払いの仕事に従事している者。
6 疾病・負傷のうち居宅内一般療養とは、「安静(または安静に近い状態)が必要で、2週間に1回以上通院が必要」である場合に適用する。

令和3年度 利用調整基準

Table with columns: 項目, 番号, 調整基準, 調整指数. Rows include categories like 保護者単位, 世帯単位, 児童単位. Rows include types like 1 類型が「心身障害」以外のもの, 2 資格外活動許可, 3 保育士, 4 区外委託, 5 父又は母が不存在, 6 生計中心者の失業, 7 生活保護世帯, 8 滞納, 9 祖父母, 10 同一世帯内に未申込児童, 11 産休・育児復帰者, 12 認可外で保育, 13 年齢上限がある認可保育園等で保育, 14 同伴就労, 15 転園希望世帯, 16 障害, 17 再入園, 18 転入(予定)者, 19 特別な配慮を要する世帯.

- 備考
1 番号11、12、13、15、18は重複しての適用はしない。
2 番号19の「特別な配慮」とは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律等の適用を受けるものか同等のもの(+6点)・児童福祉の観点から保育の実施が必要であると認められる場合(+1点~6点)とする。
3 この表による調整指数の加算が12点を超える場合は、12点とする。
4 入園申込みの締切日までに提出された書類等によって確認できる入園月初日の現況により調整する。ただし、締切日から入園日までに申込み時と異なる状況が判明した場合は指数を再算定し、利用調整を見直す場合がある。

◆同一指数時の優先順位 ※以下の順位を基本的に総合的に判断する。

Table with columns: 番号, 優先順位, 調整基準. Rows include categories like 1 新宿区民, 2 新規申込, 3 緊急性の高い世帯, 4 きょうだい入園, 5 不存在, 6 指数の高い世帯, 7 類型項目での優先, 8 認可外で保育, 9 年齢上限がある認可保育園等で保育, 10 待機期間, 11 きょうだい同時申込, 12 きょうだい数等, 13 保育士, 14 滞納, 15 祖父母, 16 収入等, 17 近隣園, 18 区民歴.

備考 4月入園の出産前仮申込みで、5月または6月入園対象となる月齢の児童より、4月入園対象となる月齢の児童を優先する。